

備充実をはじめ各種の効果的な交通安全対策を従来にも増して総合的かつ強力に実施するものとする。特に、死亡事故の防止には格段の意を注ぐものとし、過去の最高であった昭和45年の交通事故死者の半減を目指すものとする。

第2節 講じようとする施策

1 道路交通環境の整備

(1) 交通安全施設等の整備

ア 交通安全施設等整備事業の推進

交通事故の多発している道路その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、総合的な計画の下に交通安全施設等を次の方針により整備することとし、このため昭和51年度を初年度とする交通安全施設等整備事業に関する五箇年計画を作成する。

(ア) 道路の幅員、交通量等を勘案して、交通事故が発生する危険性が高い場所に信号機を設置し、既設の信号機についても必要な改良を行う。信号機

道路標識等の操作その他道路における交通の規制を広域にわたって総合的に行うため、県庁所在都市その他の主要都市に交通管制センターを設置するとともに、既設の交通管制センターについても、その整備、拡充を図る。また、必要のある箇所には、バス優先信号機等を整備する。

- (1) 歩行者の安全を図るため、市街地その他歩行者の多い地域を中心として歩行者用の道路を網的に確保することを配慮しつつ、歩道、歩行者専用道路を重点的に整備するとともに、歩行者用道路、車両の進入禁止、路側帯の設定等の交通規制の強化に伴う道路標識、道路標示を整備する。また、歩行者の横断の安全を確保するため、押しボタン式信号機、歩行者用燈器等の整備及び横断歩道等の拡充を図るとともに立体横断施設を整備する。この場合において、都市部等の地下横断歩道等を含め、利用者の利便について配慮する。
- (2) 通勤、通学、買物等日常生活に利用される自転車の通行の安全を確保するため、自転車道、自転車歩行者専用道路等を整備するとともに、自転車

歩道通行可、自転車専用通行帯の設定等の交通規制の強化に伴う道路標識、道路標示を整備する。

また、自転車駐車の需要の多い地域を中心に自転車駐車場の整備を促進する。

(2) 上記の外、道路の構造、交通の状況等を勘案して交通の安全を確保するため必要な箇所には、防護さく、道路照明、道路標識、道路標示、区画線等必要な安全施設等を整備する。

特に、道路標識、道路標示及び区画線については、大型標識、可変標識の拡充等により、その視認性の向上を図る。

また、道路の構造等に応じて中央帯を設置し、交通島の設置、導流帯の整備等の交差点の改良を行うとともに視距の改良等を実施する。この外、山間部等における転落事故の防止を図るため、防護さくの整備と併せた路肩の改良を行う。

(3) 交通安全施設等の整備に当たっては、児童及び幼児の通行の安全を確保するため、特に通学通園路について配慮するとともに、身体障害者の通行の安全を確保するため、視覚障害者用信号機、歩

道段差切り下げ、点字ブロック等の整備を行う。

イ 道路の改築による歩道等の整備

交通安全施設等整備事業に関する五箇年計画による事業のほか、既存道路における歩道の設置を伴う拡幅、既存道路の歩道設置が困難な場合における小規模バイパスの建設等交通の安全に寄与する道路の改築事業を積極的に推進する。

ウ 道路の新改築に伴う交通安全施設の整備等

(ア) 一般道路の新設、改築に当たっても、交通安全施設の整備に重点を置き、歩道を都市部だけでなく地方部においても積極的に設置するとともに、立体横断施設、中央帯、道路照明、車両停車帯等の施設を整備する。

また、必要な地域には、自転車歩行者道及び自転車道並びに歩行者専用道路、自転車専用道路等を設置するよう努める。

(イ) 歩行者用の道路網の一環として、歩行者の多い商店街等に、車両の通行を禁止又は制限したショッピング・モール（買物遊歩道）の設置を推進す

る。この場合において、買物の場だけでなく、憩いの場、遊びの場ともなるように配慮する。

- (イ) 幹線道路に囲まれた居住地域内においては、通過交通を幹線道路に転換させ、生活環境を保全するため、区画道路の袋小路化等の局部改良及び歩行者専用道路の整備を行うとともに、その他の必要な交通安全施設の整備を図る。
- (ロ) 山間部等の道路の交通危険箇所には、落石、雪崩等による事故を防ぐため、落石防止さく等の施設を整備する。
- (ハ) 高速自動車国道及び自動車専用道路について交通の安全を確保するための必要な施設を整備するとともに、その他の自動車道についても事業者に対し交通安全施設の整備について指導を行う。

(2) 合理的な交通規制の推進

- ア 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、道路の交通に起因する障害の防止に資するため、道路網全体の中でのそれぞれの道路の右

会的機能、道路の構造等に応じて、効果的な交通規制を行う。

特に、スクール・ゾーン、住宅地域、商店街等については、歩行者及び自転車利用者の安全の確保に最重点を置いた生活ゾーン対策としての交通規制の徹底を図る。

(イ) 都市の実情に応じて、交通流の最適化、道路利用の合理的配分及び自動車交通量の抑制を目指した都市総合交通規制を次により推進する。

(ア) 主として通過交通に利用すべき道路については、駐停車禁止、車両横断・転回禁止、指定方向外進行禁止等の交通規制を、地域交通に供すべき道路については、一方通行、指定方向外進行禁止等の組合せ規制を、また、歩行者、自転車利用者の通行の用に供すべき道路については、歩行者用道路、車両通行止め等の交通規制を強化する。

(イ) 都心部等における駐停車禁止等の交通規制を強化するとともに、幹線道路等における路線バス等の優先通行を確保するための交通規制を推進す

る。

ウ 事故の多発するおそれの高い地域においては、最高速度の指定、追越しのための右側部分はみ出し通行禁止等の交通規制を有効に組み合わせた交通事故防止のための組合せ規制を集中的に実施する。

エ 上記の措置の外、道路の構造との関係において必要とされる車両の幅、重量等の最高限度を超えるものの通行制限に対する違反の防止のための措置及び道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険と認められる場合の交通規制については、必要な体制の強化、拡充を図り、迅速かつ適切に対処する。

オ 高速道路については、一般道路とは異なる特殊性を有することにかんがみ、今後の高速道路の整備に伴って、これに最もふさわしい交通規制を行うための体制を整えるよう努めるとともに、交通規制の実施に当たっては、関連する一般道路の交通状況をも勘案して行うこととする。

(3) 路上駐車の適正化等

道路交通の危険を防止し、併せて都市における自動車交通量の抑制に資するため、都市の交通の実情に応じ、駐車禁止場所を拡大し、時間制限付き駐車規制を実施するなど、合理的な駐車規制を推進するとともに、違法駐車車両の指導取締り体制の整備を図る。

なお、これらの措置に併せて、都市ごとの交通計画、土地利用計画等を勘案し、計画的な路外駐車場等の整備を促進する。

(4) 道路使用の適正化

ア 道路の使用及び占用の抑制

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用については、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、極力抑制する方針の下に適正な許可を行うとともに、占用物件等の維持管理の適正化について指導監督を強化する。

なお、道路の掘削を伴うものについては、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故を防止するとともに、

大都市においては、長期的な計画の下に共同溝の建設を推進する。

イ 不法占用物件等の排除

道路交通の妨害となる不法占用物件等については、強力な指導取締りによりその排除を行うとともに、不法占用等の防止を図るための啓もう活動を沿道住民等に対して積極的に行う。

(5) 子供の遊び場等の確保

子供の遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故の防止、市街地における住みよい環境づくり等に資するため、昭和51年度を初年度とする都市公園等整備五箇年計画を作成して、児童公園、近隣公園等の整備を推進する。この場合において、市街地に近接した河川敷地を利用した運動公園等については、河川整備との調整を図りつつ整備する。また、都市公園、学校等の各種公共施設を有機的に連絡し、災害時には避難路ともなる緑道の整備を促進する。

更に、これらを補完するものとして盛り場、小住宅

密集地域、小工場集合地域、交通ひんぱん地域等を中心として主に幼児及び小学校低学年児童を対象とした児童遊園を整備するとともに、市街地における公立小学校の校庭等の開放の促進を図り、付近に適当な遊び場が確保できない場合は、車両通行止め等の交通規制による遊戯道路の設置を促進する。

(6) 危険物の輸送に関するその他の交通環境の整備等

危険物輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止するため、危険物の運搬輸送上の安全確保の徹底を図る。また、特に油類にあっては、パイplineを活用するなどにより、交通環境の整備を促進する。

2 交通の安全に関する知識の普及等

(1) 交通安全教育の振興

ア 幼児の交通安全教育の徹底

幼児の交通安全教育の重要性にかんがみ、幼稚園及び保育所においては、それぞれの特色を生かして、